

令和5年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

所在地	法人名称	指導監査 実施日	改善指導事項	改善状況
久能2515-1	社会福祉法人袋井市社会福祉協議会	令和5年 11月21日・22日	各拠点区分資金収支計算書において、予備費を使用したときには会計基準様式第一号第四様式の（注）に準じて、「（注）予備費支出△_____円は●●支出に充当使用した額である。」と記載すること。〔会計基準様式第一号第四様式、指導監査ガイドラインⅢ3（3）3〕	改善済
小山984	社会福祉法人なごみかぜ	令和6年 1月11日・12日	経理規程第4条第2項、第3項の計算関係書類の様式名を修正すること。なお、就労支援事業の附属明細書は多機能型事業所等用の様式名とすること。（計算書類：第○号の○様式→第○号第○様式 附属明細書：別紙○→別紙3（○））〔社会福祉法会計基準様式〕	改善済
			会計伝票を印刷し証憑書類と一緒に綴るとともに、電子システムでの承認を導入するか、仕訳日記帳もしくは会計伝票に会計責任者の押印又は承認のサインを受けること。〔経理規程第13条第3項〕	改善済
			固定資産管理責任者は、会計年度末に固定資産の実地棚卸をおこない、固定資産現在高報告書を会計責任者に提出するとともに、会計責任者は固定資産管理台帳を更新し、理事長に報告すること。〔経理規程第55条第1項及び第2項〕	改善済
			固定資産を他の拠点に移した場合は建物売却損・処分損ではなく、「拠点区分間固定資産移管費用」として計上するとともに、移管先の拠点区分では「拠点区分間固定資産移管収益」として計上及び固定資産管理台帳に当該固定資産を登録すること。〔運用上の留意事項別添32．事業活動計算書勘定科目の説明、経理規程第53条第2項〕	改善済
			なごみかぜ工房拠点区分の日中一時支援に受託事業収入が計上されている一方、人件費の計上がないため、複数のサービス区分に共通する経費は、合理的な基準で按分すること。なお、風の森拠点区分、風里拠点区分も同様である。〔運用上の取扱7〕	改善済
			賞与引当金繰入が生活介護事業（風里）サービス区分に全額計上されているが、生活介護事業（風の街）サービス区分に按分されていないため、複数のサービス区分に共通する経費は、合理的な基準で按分すること。〔運用上の取扱7〕	改善済
			風の駅舎番館拠点区分の人件費が共同生活援助事業に偏っており、短期入所事業、日中一時支援事業、移動支援（外出）事業に配分されていないため、複数のサービス区分に共通する経費は、合理的な基準で按分すること。〔運用上の取扱7〕	改善済